

東北町草地更新支援事業費補助金実施要綱（案）

（趣旨）

第1条 輸入飼料価格の高騰が、畜産農家の経営に深刻な影響を及ぼしていることから、草地更新の支援を通じて、中長期的に畜産農家の飼料自給率向上を図ることを目的とする。

本事業の交付に関しては、東北町補助金等交付規則（平成17年3月第50号）及び東北町農林水産生産振興対策事業費補助金交付要綱（令和4年4月制定。以下「交付要綱」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところとする。

（補助対象経費）

第2条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、令和5年10月末日までに供給を受けた別表に掲げる経費とする。

（補助金の額）

第3条 補助金の額は、補助対象経費の4分の1以内又は、7,500円/10a以内のいずれか低い額（上限100万円）とし、予算の範囲内において交付するものとする。ただし、100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

（事業実施主体）

第4条 事業実施主体は、町内に住所を有する者で、かつ生計が異なる3名以上の農業者（うち1名以上は畜産業者であること）で組織する団体とする。

但し、1人の農業者が所属できる団体は1団体のみとする。

（事業計画）

第5条 事業実施主体は、計画承認申請書（様式第1号）に以下の書類を添付し、提出しなければならない。

- （1）団体で保有する約款の写し
- （2）団体の構成員を確認する書類
- （3）申請予定経費の見積書
- （4）その他町長が必要と認める書類

2 事業実施主体は、事業計画について、以下の変更が生じるときは、計画変更（中止・廃止）承認申請書（様式第2号）を提出しなければならない。

- (1) 事業の中止または廃止
- (2) 事業実施主体の変更
- (3) 補助対象経費または補助金の額の3割を超える増減

3 町長は、計画承認申請書または計画変更（中止・廃止）承認申請書の提出があった申請者に対し、計画の承認についての可否を決定し、その旨を当該申請者に通知するものとする。

（事業実施者の選定）

第6条 事業実施主体から予算の範囲を超えた事業計画承認申請があった場合は、申請者数等に応じて補助金額の減額を行い決定する。

（実績報告）

第7条 交付要綱第9条の規定による報告には、次の書類を添えて行うものとする。

- (1) 申請年度の10月末日までに供給を受けたことを証明する書類
- (2) 補助対象経費の支払いが完了したことを証明する書類
- (3) 草地更新作業前、作業中、作業後の圃場写真

（その他）

第8条 本事業の実施につき必要な事項は、この要綱に定めるもののほか、町長が別に定める。

附 則

この公告は令和5年4月1日から施行する。

別 表 (第 3 条関係)

<p>補助対象経費</p>	<p>牧草種子、土壌改良資材、化成肥料、除草剤、機械借上料（リース事業者との契約に限る）</p> <p>※燃料費、機械購入費等は対象外</p> <p>※作業受託組織に委託する場合も上記経費であれば助成の対象</p> <p>※消費税及び地方消費税の額を除いた額とする。</p>
<p>その他事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業対象圃場は町内外の圃場（私有地も含む）に加え、東北町営共同放牧場を含む。 ※但し、国の経営所得安定対策等実施要綱（制定 平成 23 年 4 月 1 日付け 22 経営第 7 1 3 3 号）で定める、水田活用の直接支払交付金の対象となっている圃場は除く ・ 草地更新を行った圃場は適正に管理し、収穫飼料は構成員間で消費すること。